

# 福島県景観条例施行規則

平成十年九月二十九日

福島県規則第八十四号

最終改正 平成二十一年八月十四日

福島県規則第七十六号

福島県景観条例施行規則をここに公布する。

## 福島県景観条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、景観法(平成十六年法律第百十号。以下「法」という。)及び福島県景観条例(平成十年福島県条例第十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会)

**第二条** 知事は、条例第六条第四項の公聴会(以下単に「公聴会」という。)を開催しようとするときは、公聴会の期日の三週間前までに、公聴会の日時、場所及び案件の内容を公告するものとする。

- 2 公聴会に出席して前項の案件について意見を述べようとする者は、公聴会の期日の十日前までに、住所、氏名及び意見の要旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により書面の提出を行った者及び第一項の案件について意見を聴く必要があると認める者のうちから、公聴会において意見を述べる者(以下「公述人」という。)を選定し、その旨を本人に通知するものとする。
- 4 公聴会は、職員のうちから知事があらかじめ指名した者が議長になって主宰する。
- 5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 公述人の発言は、第一項の案件の範囲を超えてはならない。
- 7 公述人が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 8 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。

- 9 議長は、公聴会の終了後、速やかに公聴会の経過に関する事項を記載した記録を作成しなければならない。
- 10 議長は、公聴会の結果について、前項の記録を添えて知事に報告しなければならない。

(行為の届出)

**第三条** 法第十六条第一項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第一号)により行うものとする。

2 条例第八条第二項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、条例第七条各号に掲げる行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

一 条例第七条第一号又は第四号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

二 条例第七条第二号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該行為の周辺の状況を示す写真

三 条例第七条第三号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書

ア 堆積しようとする物件に係る敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における堆積しようとする物件の位置(当該物件に係る遮へい物がある場合は、その位置を含む。)を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

エ 堆積しようとする物件(当該物件に係る遮へい物がある場合は、当該遮へい物を含む。)の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

四 前三号に掲げるもののほか参考となるべき事項を記載した図書

3 前項の規定にかかわらず、知事は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

( 変更届等 )

**第四条** 法第十六条第二項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書 ( 様式第二号 ) により行うものとする。

2 条例第十一条第二項の規定による条例第十条第一項に掲げる事項に変更があったときの届出は、氏名等変更届出書 ( 様式第三号 ) により行うものとする。

3 条例第十一条第二項の規定による法第十六条第一項の規定による届出に係る行為を取りやめたときの届出は、景観計画区域内における行為の廃止届出書 ( 様式第四号 ) により行うものとする。

( 公表 )

**第五条** 条例第十三条第一項の規定による公表は、福島県報への登載、掲示その他の方法により行うものとする。

( 行為の完了の届出 )

**第六条** 条例第十六条の規定による届出は、景観計画区域における行為の完了届出届 ( 様式第五号 ) により行うものとする。

( 身分証明書 )

**第七条** 法第十七条第八項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書 ( 様式第六号 ) とする。

( 標識 )

**第八条** 法第二十一条第二項の規定により設置する標識は、福島県景観重要建造物標識 ( 様式第七号 ) とする。

2 法第三十条第二項の規定により設置する標識は、福島県景観重要樹木標識 ( 様式第八号 ) とする。

( 現状変更の許可の申請 )

**第九条** 法第二十二条第一項の許可の申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書 ( 様式第九号 ) により行うものとする。

- 2 法第三十一条第一項の許可の申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第十号)により行うものとする。

(優良景観形成住民協定の認定の申請)

**第十条** 条例第二十六項第一項の規定による申請は、優良景観形成住民協定認定申請書(様式第十三号)により行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 協定書の写し
  - 二 協定の対象となる土地の区域の位置及び範囲を示す図面
  - 三 その他知事が必要と認める図書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第五条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。  
(福島県リゾート地域景観形成条例施行規則の廃止)
- 2 福島県リゾート地域景観形成条例施行規則(平成元年福島県規則第七十七号)は、廃止する。

附 則(平成十八年規則第九十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十一年規則第七十六号)

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。
- 2 福島県景観計画公聴会規則(平成十七年福島県規則第百十八号)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の福島県景観条例施行規則第十八条の規定により提出されている優良景観形成住民協定認定申請書は、改正後の福島県景観条例施行規則第十条の規定により提出された優良景観形成住民協定認定申請書とみなす。

様式第1号(第3条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の種類	(1) 建築物の 建築等	用途
		ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(2) 工作物の 建設等	種類
		ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 木竹の伐採	
(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の <sup>たい</sup> 堆積		
(7) 水面の埋立て又は干拓		
行為の場所		
行為の着手予定日	年 月 日	
行為の完了予定日	年 月 日	
備 考		
受 付 日	年 月 日	
届 出 番 号	第 号	

## (裏)

建築物の建築等		届出部分	既存部分	合計
	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	高さ	m	m	
	外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	構造及び階数	造 階建		
		屋根	外壁	
	外観の仕上げ材料	( )	( )	
	色彩	( )	( )	
	形態及び意匠			
	敷地の緑化の方法			
工作物の建設等		届出部分	既存部分	合計
	築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	高さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	構造(形態及び意匠を含む。)			
	色彩	( )		
	敷地の緑化の方法			
又は 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)、水面の埋立て又は干拓		面積	法面の高さ及び延長	
		m <sup>2</sup>	高さ	m 延長 m
	変更後の土地の形状及び緑化の方法			
	変更後の法面の外観			
		面積	法面の高さ及び延長	
		m <sup>2</sup>	高さ	m 延長 m
	跡地の形状			
	跡地の緑化の方法			
	遮へいの方法			
	土石の採取又は鉱物の掘採		面積	法面の高さ及び延長
		m <sup>2</sup>	高さ	m 延長 m
跡地の形状				
跡地の緑化の方法				
	遮へいの方法			
木竹の伐採	伐採種別	樹種	伐採面積	高さ
			m <sup>2</sup>	m
	跡地の緑化の方法			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	種別	面積	高さ	
		m <sup>2</sup>	m	
	堆積の方法			
	遮へいの方法			
その他参考となる事項(景観形成上配慮した事項等)				

## 備考

- 1 行為の種類に応じた景観法施行規則第1条第2項各号、福島県景観条例第9条各号及び福島県景観条例施行規則第3条第2項各号に掲げる図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を で囲むこと。また、建築物の建築等にあつては建築物の用途（例 住宅、マンション、商店、工場、商業ビル等）、工作物の建設等にあつては工作物の種類（例 煙突、高架水槽、アスファルトプラント等）を記入すること。
- 3 「行為の着手予定日」とは、請負契約、資材搬入等の準備行為は含まず、現実に工事等に着手する日をいう。
- 4 「備考」の欄には、法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可等を必要とするときはその旨を記入すること。
- 5 「建築物の建築等」の欄には、届出に係る建築物が2以上ある場合は、「敷地面積」の欄及び「敷地の緑化の方法」の欄のみを記入し、建築物ごとに付表1「建築物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 6 「工作物の建設等」の欄には、届出に係る工作物が2以上ある場合は、それぞれの工作物の建設等の面積の合計及び敷地の緑化の方法のみを記入し、工作物ごとに付表2「工作物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 7 「外観の変更面積」の欄には、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積を記入すること。
- 8 「外観の仕上げ材料」の欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。（例 日本がわら、波型スレート、小口タイル、ガラス等）
- 9 「色彩」の欄には、色調及びマンセル値（表色系）を記入すること。（例 濃い茶色（5 Y R 3 / 3）、薄い灰色（N 8）、淡い緑色（1 0 G 6 / 2））  
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」の欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面サイン又は外壁サインを含む。）にその色調及びマンセル値（表色系）を明示すること。
- 10 「外観の仕上げ材料」の欄及び「色彩」の欄の（ ）内には、既存部分の状況を記入すること。
- 11 建築物と一体となって設置される工作物については、「高さ」の欄の（ ）内に、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入すること。
- 12 木材の伐採の「伐採種別」の欄には、皆伐又は択伐の別を記入すること。
- 13 「その他参考となる事項」の欄には、景観形成上配慮した事項等について次のように記入すること。  
例 ・ 背景となる山並みに溶け込む色彩とし、建築物の高さを周囲の樹木の高さより低く抑えた。  
・ 周囲の自然景観との調和を保つため、木竹の伐採は極力避け、さらに、建築物の周囲には、植栽を施した。
- 14 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面等に記入すること。
- 15 印の欄は、記入しないこと。
- 16 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

付表 1

## 建築物別の設計又は施行方法

建築物の建築等 (名称： )	届出部分		既存部分		合 計
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
高 さ	m	m	m		
外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
構造及び階数	造		階建		
	屋 根		外 壁		
外壁の仕上げ材料	( )	( )	( )	( )	
色 彩	( )	( )	( )	( )	
形態及び意匠					
建築物の建築等 (名称： )	届出部分		既存部分		合 計
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
高 さ	m	m	m		
外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
構造及び階数	造		階建		
	屋 根		外 壁		
外壁の仕上げ材料	( )	( )	( )	( )	
色 彩	( )	( )	( )	( )	
形態及び意匠					
建築物の建築等 (名称： )	届出部分		既存部分		合 計
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
高 さ	m	m	m		
外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
構造及び階数	造		階建		
	屋 根		外 壁		
外壁の仕上げ材料	( )	( )	( )	( )	
色 彩	( )	( )	( )	( )	
形態及び意匠					
建築物の建築等 (名称： )	届出部分		既存部分		合 計
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
高 さ	m	m	m		
外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
構造及び階数	造		階建		
	屋 根		外 壁		
外壁の仕上げ材料	( )	( )	( )	( )	
色 彩	( )	( )	( )	( )	
形態及び意匠					
建築物の建築等 (名称： )	届出部分		既存部分		合 計
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
高 さ	m	m	m		
外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
構造及び階数	造		階建		
	屋 根		外 壁		
外壁の仕上げ材料	( )	( )	( )	( )	
色 彩	( )	( )	( )	( )	
形態及び意匠					



付表2

## 工作物別の設計又は施行方法

工作物の建設等 (名称： )		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	高 さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	構造(形態及び意匠を含む。)			
色 彩	( )			
工作物の建設等 (名称： )		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	高 さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	構造(形態及び意匠を含む。)			
色 彩	( )			
工作物の建設等 (名称： )		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	高 さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	構造(形態及び意匠を含む。)			
色 彩	( )			
工作物の建設等 (名称： )		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	高 さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	構造(形態及び意匠を含む。)			
色 彩	( )			
工作物の建設等 (名称： )		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	高 さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	構造(形態及び意匠を含む。)			
色 彩	( )			
工作物の建設等 (名称： )		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	高 さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	構造(形態及び意匠を含む。)			
色 彩	( )			

様式第 2 号 ( 第 4 条関係 )

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏 名

( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

景観法第 16 条第 2 項の規定により、景観計画区域内における行為の変更について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 ( 修繕・模様替・色彩の変更 )
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 ( 修繕・模様替・色彩の変更 )
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 木竹の伐採	
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	(7) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
変更内容	変 更 前	変 更 後
行為の設計又は 施行方法		
備 考		
受 付 日	年 月 日	

備考

- 1 景観計画区域内における行為の届出に係る添付図書に準じて、当該行為の変更の内容を示す図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を で囲むこと。
- 3 の欄は、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長にして用いること。

氏名等変更届出書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

福島県景観条例第11条第2項の規定により、氏名等の変更について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 木竹の伐採	
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	(7) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
変更内容	変 更 前	変 更 後
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
備 考		
受 付 日	年 月 日	

備考

- 1 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を で囲むこと。
- 2 の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第4号(第4条関係)

景観計画区域内における行為の廃止届出書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

福島県景観条例第11条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の廃止について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 木竹の伐採	
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	(7) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
行為の廃止日	年 月 日	
備 考		
受 付 日	年 月 日	

備考

- 1 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を で囲むこと。
- 2 の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第 5 号 ( 第 6 条関係 )

景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏 名

( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

福島県景観条例第 16 条の規定により、景観計画区域内における行為の完了について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 ( 修繕・模様替・色彩の変更 )
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 ( 修繕・模様替・色彩の変更 )
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 木竹の伐採	
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	(7) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
行為の完了日	年 月 日	
備 考		
受 付 日	年 月 日	

備考

- 1 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を で囲むこと。
- 2 の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長にして用いること。

様式第6号(第7条関係)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
写 真	所 属 氏 名	
<p>上記の者は、景観法(平成16年法律第110号)第17条第6項の規定により原状回復等を行おうとする者又は同条第7項の規定により立入検査若しくは立入調査をする者であることを証明する。</p>		
年 月 日交付		
福島県知事		印

(裏)

景観法(抄)

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくして当該原状回復等を命ぜらるべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.5センチメートルとする。

様式第7号(第8条関係)

福島県景観重要建造物標識	
名 称	
所 在 地	
指定年月日	
指 定 番 号	
指 定 理 由	

備考 標識の大きさは、縦 40 センチメートル以上、  
横 50 センチメートル以上とする。

様式第8号(第8条関係)

福島県景観重要樹木標識	
樹 種	
所 在 地	
指定年月日	
指 定 番 号	
指 定 理 由	

備考 標識の大きさは、縦 40 センチメートル以上、  
横 50 センチメートル以上とする。



景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

福島県知事

住 所  
 申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

景観重要建造物の増築等の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号	第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
行 為 の 種 類	ア 増築 イ 改築 ウ 移転 エ 除却 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
行 為 の 場 所	
行為の設計又は 施行方法	
行為の着手予定日	年 月 日
行為の完了予定日	年 月 日

備考

- 1 景観法施行規則第9条第2項各号に掲げる図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する記号を で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

福島県知事

住 所  
 申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

景観重要樹木の伐採又は移植の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号	第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
行 為 の 種 類	ア 伐採 イ 移植
行 為 の 場 所	
行 為 の 施 行 方 法	
行 為 の 着 手 予 定 日	年 月 日
行 為 の 完 了 予 定 日	年 月 日

備考

- 1 景観法施行規則第14条第2項各号に掲げる図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する記号を で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第 1 1 号 ( 第 10 条関係 )

優良景観形成住民協定認定申請書

年 月 日

福島県知事

住 所  
申請者 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )  
氏 名  
( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )  
電話番号

福島県景観条例第 26 条第 1 項の規定により、次の協定を優良景観形成住民協定として認定されるよう申請します。

協定の名称			
協 定 区 域 ( 地 名 )			
協 定 者 数		協定区域内の土地において建築物等を所有し、又は管理する者の数	
受 付 日	年 月 日		

備考

- 1 協定書の写し並びに協定の対象となる土地の区域の位置及び範囲を示す図面を添付すること。
- 2 印の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長にして用いること。